

令和2年度第2回 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催結果について

- 1 日程 令和3年2月5日（金）～令和3年2月9日（火）
- 2 審議事項 令和3年度京都市国民健康保険事業（案）について
- 3 審議方法 書面審議
- 4 回答状況 承認する 20名
（委員20名中） 承認しない 0名
- 5 審議結果 各委員からの御意見等及び本市の見解を踏まえ、令和3年度京都市国民健康保険事業（案）について承認

御意見等の内容	本市の見解
被保険者代表	
<p>○ 日頃の地域での活動から見えてくるものとして、コロナ禍の自粛生活により高齢者の健康面が低下していることが気になる。</p> <p>（小石委員）</p>	<p>○ 本市国保においては、「健康長寿のまち・京都」の取組と連携して、特定健診や特定保健指導などをはじめとする保健事業を実施し、被保険者の健康づくりに取り組んでおります。</p> <p>コロナ禍における高齢者の健康については、感染の危険性だけではなく、外出を控えることによるフレイル（加齢による身体や認知機能の低下）の進行など、悪影響が懸念されるため、オンラインを活用した「運動ひろば」や、開催場所を分散し少人数で「適塩教室」を開催するなど、感染予防を行いながら事業を実施しております。</p> <p>今後も、関係課と連携して事業に取り組むとともに、オンラインでの運動指導の実施など、効果的な事業のあり方を検討してまいります。</p>
<p>○ 色々検討すべき点もあるが、コロナ禍において保険料率を据え置くことは妥当と思われる。</p> <p>（辻井委員）</p>	<p>○ 令和3年度においては、コロナ禍における被保険者の生活への影響も考慮して、累積黒字6億円を活用し、63億円の一般会計繰入金（財政支援分）を確保することにより、保険料率を据え置くこととしております。</p> <p>今後も、本市の危機的な財政状況と被保険者の負担に留意しながら、持続可能な国保事業の運営を模索していく必要があると考えております。</p> <p>国に対しては、他の医療保険制度と負担の公平化を図るため、引き続き医療保険制度の一本化など抜本的な制度改革と、その実現までの間の更なる財政支援の拡充を要望してまいります。</p>

御意見等の内容	本市の見解
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え、外出控えが及ぼす健康への影響が心配される。コロナ収束後、医療費の増加につながるよう正しい受診の啓発をお願いしたい。</p> <p>○ 後遺症が問題視される中、PCR検査陰性後の治療費は国の負担となるのか。</p> <p>(西村委員)</p>	<p>○ 医療費については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少していますが、コロナ収束後、受診を控えたことによる重症化が懸念されます。本市国保においては、毎年特定健診を受診し健康状態を把握していただくよう勧奨しており、健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に保健指導を実施し、また、要医療域にもかかわらず治療していない方や治療を中断している方には受診勧奨を行うなど、重症化予防を行っております。一方で、複数の医療機関を受診されている方に対しての指導や、後発医薬品差額通知事業など医療費適正化の取組も行っております。今後も、被保険者の適切な受診につながるよう取組をすすめてまいります。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として政令で定められている疾病であるため、入院患者に係る自己負担分は、全額公費負担となります。ただし、PCR検査で陰性となり退院したあとの症状（後遺症）に係る自己負担分は、公費負担となっております。</p>
<p>○ コロナ禍の中、多額の一般会計繰入金により保険料率を据え置いていただき安心した。その反面、今後のことを考えると、国保を含むすべての医療保険制度の一本化等、制度の改革を推し進めていただきたい。</p> <p>(前坂委員)</p>	<p>○ 高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の構造的な課題を解決するには、他の医療保険制度と負担の公平化を図り、すべての国民が加入する医療保険制度に一本化するなどの抜本的な改革が不可欠であると考えております。国に対しては、引き続き、制度の抜本的改革と、制度改革が実現するまでの更なる財政措置の拡充について、強く要望してまいります。</p>
<p>保険医代表</p>	
<p>○ コロナ禍で色々な状況、色々な考えがあるが、保険料率据え置きにより、分かりやすい保険料設定となっていると思う。</p> <p>(神田委員)</p>	<p>○ 本市財政は危機的な状況ではありますが、コロナ禍における被保険者の生活への影響を考慮し、保険料率を据え置くこととしており、最高限度額等の改定も見送られたことも含めて、被保険者の所得及び世帯の状況が前年度と同じなら、保険料も同額となる分かりやすい保険料の設定となっております。</p>

御意見等の内容	本市の見解
<p>○ マイナンバーカードに健康保険証の機能が付与されるが、その進捗状況は把握されているのか。</p> <p>(白石委員)</p>	<p>○ 令和3年3月から「オンライン資格確認」が開始され、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになる予定であり、国においても医療機関等への機器導入等の基盤整備が進められるとともに、本市においても、保険証一斉更新等の機会を活用し、マイナンバーカードの取得やオンライン資格確認に係る周知等の取組を行っているところです。</p> <p>令和3年1月末時点の本市におけるマイナンバーカードの交付率は27.5%、医療機関等における機器導入等の申込率は京都府下で28.5%となっております。</p> <p>現在、全国的に当初国が想定していた目標普及率に届いていない状況であり、国においてもマイナンバーカードやオンライン資格確認の普及促進に向けて検討がされている状況です。本市においても、国の動向を注視しながら、庁内の関係部局とも連携し、取組を進めてまいります。</p>
<p>○ 例年、黒字額の半分を繰入金削減に、半分を保険料率を下げるようにしておられたが、今年度は黒字額全てを財源に活用することに賛成する。</p> <p>収支不足分63億円に毎年の黒字額を埋め合わせていくべき。</p> <p>保険料の引き下げは、今後黒字が出た場合にもするべきではない。</p> <p>(谷口委員)</p>	<p>○ 令和3年度においては、コロナ禍における被保険者の生活への影響も考慮して、累積黒字6億円を財源として活用し、63億円の一般会計繰入金(財政支援分)を確保することにより、保険料率を据え置くこととしております。</p> <p>本市財政は、近い将来財政再生団体になる恐れもある厳しい状況であるため、被保険者への影響も考慮しながら、一般会計と国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう、黒字が出た場合の活用方法や一般会計からの財政支援について、検討してまいります。</p>
<p>○ 本年3月からマイナンバーカードを保険証として利用できるようになるため、そのメリットを更に広報していただき、普及を進めていただきたい。</p> <p>特に医療機関や薬局において過去のレセプトデータ(院内、院外処方含む)から薬剤情報を患者同意により閲覧することが可能となるため、重複投与等の防止につながられ、安心安全な医療が提供できるものとする。</p> <p>(中林委員)</p>	<p>○ 本年3月から「オンライン資格確認」が開始予定であり、医療機関等では本人同意の下で、薬剤情報などのデータを閲覧できるようになる予定であるため、重複投薬の削減等が期待されているところです。</p> <p>現在、国においてマイナンバーカードの普及促進に向け、利便性向上の検討がされている状況であり、国の動向を確認しながら、庁内の関係部局とも連携して、様々な機会を捉えて取得勧奨の取組を進め、保険証としての利用が拡大するよう取り組んでまいります。</p>

御意見等の内容	本市の見解
公益代表	
<p>○ 多額の一般会計からの支援で何とか保険収支のバランスが保たれているが、コロナ禍で京都市財政もひっ迫していることから、保険料の軽減適用の条件見直しも含め、持続的に保険システムが機能するよう見直しを急ぐ必要がある。</p> <p>(小山委員)</p>	<p>○ 保険料の軽減は、前年度所得が国の定める基準以下の世帯に対して全国一律で適用しております。また、条例で定める減免については、所得が前年度所得に比べ大幅に減少している場合等に適用しており、制度の必要性や見直した場合の影響の大きさも含め、慎重な検討が必要であると考えております。</p> <p>高齢化の進展や医療の高度化により一人当たり医療費は増加していく見込であり、厳しい財政状況が続くことが予想される中で、引き続き、被保険者の健康づくりや医療費の適正化に取り組むとともに、一般会計と国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう、適正な保険料負担と財政支援について検討してまいります。</p>
<p>○ 赤字分の一般会計繰入を行っているが、国からの補助金が減る等の悪影響はないのか。</p> <p>○ 京都市の保険料は、平均より高いのか。将来府下で保険料が統一された場合、引上げとなる可能性が強いのか。</p> <p>○ 現在のコロナ禍においては、保険料率を引き上げ、市民負担を増やすことが難しい状況と思われるので承認するが、中長期的には財政赤字を削減する方向での運営の見直しが求められる。</p>	<p>○ 都道府県単位化が行われた平成30年度以降、国は、収支不足を補填するための決算補填等目的の繰入削減を求めているところです。</p> <p>本市においては、これまで該当する繰入はありませんが、決算補填等目的の繰入を実施すると、翌々年度の保険者努力支援制度に係る国交付金が減額されることとなります。</p> <p>○ 本市は、府下市町村の中で医療費水準が比較的高いことから、仮に医療費水準を考慮しないこととして保険料水準の統一が図られれば、本市の負担額が下がることが予想されます。ただし、現在、市町村ごとに実施している保険料等の条例減免制度の取扱いや、保険料と一般会計繰入金で賄うべき費用の範囲の整理など、こういった制度設計を行うかによっても負担額が変わってくると思われられます。</p> <p>保険料水準の統一に向けては、これらの課題を整理する必要があり、京都府に対して、早期に議論を開始するよう求めています。</p> <p>○ 高齢化の進展や医療の高度化により一人当たり医療費は増加していく見込であり、厳しい財政状況が続くことが予想されます。</p> <p>引き続き、被保険者の健康づくりや医療費の適正化に取り組むとともに、一般会計と国民健康保険事業の双</p>

御意見等の内容		本市の見解
(芝田委員)		方が持続可能なものとなるよう、適正な保険料負担と財政支援について検討してまいります。
○ コロナによる影響は来年以降も考慮する必要があるため、その点に留意した計画運営とされたい。	(山口委員)	○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、本市国保では、国の財政支援により傷病手当金の支給や保険料の特例減免など被保険者の支援を行うとともに、申請の郵送受付やオンラインでの保健事業実施など感染拡大の防止に努めております。今後も必要な施策を継続して実施できるよう、財政支援について国へ強く要望してまいります。